特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東海村は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東海村長

公表日

令和7年6月19日

[令和6年10月 様式2]

1. 特定個人情報ファイ	(ルを取り扱う事務
<u></u> ①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出の受理等に関する事務を、法定受託事務として行う。 国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 ②年金受給に係る裁定請求の受付 ③国民年金保険料の免除申請等の受理 ④日本年金機構への進達事務
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイ	(ル名
国民年金ファイル, 宛名情	載ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表の46, 128項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2
4. 情報提供ネットワー	ウシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】なし(情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。) 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表73の項,74の項,142の項
5. 評価実施機関にお	- ける担当部署
①部署	福祉部保険課
②所属長の役職名	福祉部保険課長

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 東海村福祉部保険課 茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号 029-282-1711

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か			1,000人以上1万人	未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7	年1月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7	年1月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書] 施機関については、それぞ	ごれ重点項目評価		*及び重点項目評価書 *及び全項目評価書
載されている。				() > () > () > () > () > ()
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシ	ステムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネット	ワークシステムを	通じた提供を除く。)	[O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れて 2)十分である 3)課題が残されて	
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		〇]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
不正な提供が行われるリスク	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて	いる
への対策は十分か	[173 (070		2) 十分である 3) 課題が残されて	いる

7. 特定個人情報の	の保管・	消去				
特定個人情報の漏え失・毀損リスクへの対け分か		[十分である	5]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させ	る作業			[]	人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生する への対策は十分か	るリスク	[十分である	5]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		特定個人情報の記載が プリンター等に放置され			の徹底,特定個人情報の記載がある帳票が 実施している。	机上や

9. 監査								
実施の有	無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[]外部	監査	
10. 従業	者に対する教育・	啓発						
従業者に	対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行・ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も	優先度が高いと考	きえられる	る対策		[]全	項目評価又は重点項	目評価を実施	する
最も優先る対策	度が高いと考えられ	<選択服 1) 2) 3); 4); 5); 6); 7); 8);	目的外の入手が行われ 目的を超えた紐付け、 権限のない者によって 委託先における不正な 不正な提供・移転が行 情報提供ネットワーク	れるリスク 事なに使 不正に等の すわれるした すわステムを シンステムを い滅失・野	への対策 要のない情報 用されるリス リスクへの対策 スクへの対策 通じて目的が	最との紐付けが行われる クへの対策 対策 (委託や情報提供ネットワークジ トの入手が行われるリス な提供が行われるリスク・	ンステムを通じた提供 .クへの対策]
当該対策	は十分か【再掲】	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	3	
判	断の根拠	るようア 限の所	クセス制限を行ってお	り, かつ, 3当者研修	定期的にアク	ができる端末, 職員, 参! 7セスログの確認を行って ま時のログアウト徹底や	ている。また、アク	ウセス権

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	法令上の根拠	番号法第9条第1項,別表第一項番31(別表第 一項番31に係る主務省令は未公布)	番号法第9条第1項, 別表第一項番31, 平成26 年内閣府・総務省令第5号第24条の2	事後	
平成28年4月1日	①部署	福祉部保健年金課	福祉部福祉保険課	事後	
平成28年4月1日	②所属長	福祉部保健年金課長 飯村 透	福祉部福祉保険課長 富田 浩文	事後	
平成28年4月1日		東海村福祉部保健年金課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部福祉保険課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	①部署	福祉部福祉保険課	福祉部住民課	事後	
平成30年4月1日	②所属長の役職名	福祉部福祉保険課長 富田 浩文	福祉部住民課長	事後	
平成30年4月1日	請求先	東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日		東海村福祉部福祉保険課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部住民課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
平成30年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月1日 時点	平成30年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	11 1 さい値判断項目	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
	Ⅳリスク対策		様式変更により新規作成	事後	
令和1年6月17日	4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携①実施	実施しない	実施する	事後	
令和1年6月17日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携①法令		【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報	事後	
令和2年3月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和2年3月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年2月22日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和4年2月15日	I 関連情報	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報	【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークシステムによる情報		
令和4年2月15日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月15日	2. 取扱者数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	5. 評価美施機関における担	福祉部住民課	福祉部保険課	事後	
令和5年2月6日	5. 評価美施機関における担	福祉部住民課長	福祉部保険課長	事後	
令和5年2月6日	/. 特疋個人情報の開示・訓	東海村企画総務部総務課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村総務部総務人事課 茨城県那珂郡東 海村東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	8. 特定個人情報ファイルの	東海村福祉部住民課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	東海村福祉部保険課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	
令和5年2月6日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年2月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	1. 対象人数	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月28日	ⅡⅠきい値判断項目	令和5年1月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和7年3月28日		番号法第9条第1項, 別表第一項番31, 平成26 年内閣府・総務省令第5号第24条の2	・番号法第9条第1項別表の46, 128項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令第24条の2	事後	
令和7年3月28日	法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二項番47, 48, 49, 50 ・平成26年内閣府・総務省令第7号 第26条の2, 第26条の3, 第26条の4(別表第二 項番49に係る主務省令は未公布)	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表73の項,74の項,142の項	事後	
令和7年3月28日	I1. 対象人数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	₩Ⅱスク対策		特定個人情報の記載がある申請書等の施錠 保管の徹底,特定個人情報の記載がある帳票 が机上やプリンター等に放置されていないかの 日常点検を実施している。	事後	新様式対応
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	新様式対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月28日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		[十分である] 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末,職員,参照範囲が必要最小限となるようアクセス制限を行っており,かつ,定期的にアクセスログの確認を行っている。また,アクセス権限の所有者には,事務取扱担当者研修において離席時のログアウト徹底や目的外利用の禁止を呼びかけており,対策を講じている。	事後	新様式対応
令和7年6月19日	表紙 公表日	令和7年3月29日	令和7年6月19日		基幹業務システムの統一・標 準化に向けた再実施
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求		東海村総務部総務課 茨城県那珂郡東海村 東海三丁目7番1号 029-282-1711	事後	